

令和7年度 福津市住みよいまちづくり推進企画活動補助事業 募集要項

福津市では、市民参画と共働による、住みよいまちづくりを進めるため、「福津市住みよいまちづくり推進企画活動補助事業」を平成17年度に創設し、福津市で市民活動を行う又は行おうとするグループが自らで企画し、実施する企画活動に対して支援を行っています。

◆申請期間◆

令和7年4月1日(火)～4月17日(木) 午後3時まで

※申請を希望されるグループの方は、申請書類提出前に事前相談ください。

◆相談・問合せ先◆

福津市 地域コミュニティ課 市民共働推進係 (別館1階)

電話:0940-62-5017 メール:kyodo@city.fukutsu.lg.jp

目次

| | |
|---------------------------|----|
| 1. 企画活動 募集テーマ | 2 |
| 2. 補助対象となる企画活動の要件 | 3 |
| 3. 補助対象となるグループの要件 | 3 |
| 4. 補助金の種類 | 4 |
| 5. 補助対象となる経費 | 5 |
| 6. 審査・決定(選考方法) | 7 |
| 7. 補助金の返還 | 9 |
| 8. 申請方法(申請期間・提出先・提出書類) | 9 |
| 9. 交付申請から補助金額の確定までのスケジュール | 11 |
| 10. 留意事項 | 12 |
| 11. 相談・問い合わせ先 | 13 |

1. 企画活動 募集テーマ

住みよいまちの実現に向けて策定している「福津市まちづくり計画 まちづくり基本構想」内にある7つの「テーマ別目標像」の実現に向けたものであり、各々の基本方針に合致するものであること（下表参照）。

| 市の将来像 | テーマ別目標像 | 基本方針 | |
|--------------------|---|--|--|
| 人も自然も未来につながるまち、福津。 | ① 共育 誰もが「未来の創り手」として育つまち | ● 子どもの権利を守り、多様な子どもの居場所や主体的な参加の機会を促進する | |
| | | ● 子育て中の親を支援する環境を充実させる ● 豊かな体験を育み、社会に開かれた教育を推進する | |
| | ② 地域自治 人がつながり活躍する共助と共働のまち | ● 郷づくりによる地域自治の推進を支援する ● 郷づくりの担い手育成と幅広い市民参加を促進する | |
| | | ● さまざまな個人や団体間の共働を推進する | |
| | ③ 健康 健康で生き生きと暮らせるまち | ● 日常の中での健康づくりの取り組みを推進する ● 生涯学習や活躍の機会を通じた生きがいを増進する | |
| | | ● すべての人の自己決定や意思尊重を大切にするしくみを育てる | |
| | | ● 災害に強いインフラ整備と地域防災力を強化する ● 暮らしやすさを実感できる生活基盤を整備する | |
| | ④ 安心安全 安全・安心・快適に住み続けられるまち | ● 社会資本の有効活用と改善の推進体制を整備する | |
| | | ⑤ 環境保全 自然・歴史・景観などの資源が守られ生かされるまち | ● 受け継がれてきた自然を守り、育てる ● 福津の環境を受け継ぐ子孫のために、地球温暖化を緩和する |
| | ● 快適な生活環境をつくる ● 環境を守るための地域共働のしくみをつくる | | |
| | ⑥ 地域産業 地域の産業が経済を支えるまち | | ● 農水産業分野の収益性を向上させ、担い手を育てる ● 多様な産業が連携し、地産地消を促進する |
| | | | ● 起業・継業促進と事業所誘致で、働く場を増やす |
| | | ⑦ 観光振興 福津の魅力を生かした持続可能な観光のまち | ● 国内外の人が何度も訪れたい魅力を磨く ● 観光拠点を整備し、観光消費額を拡大する |
| | ● ブランドの構築や管理、販売促進のための活動を強化する | | |

2. 補助対象となる企画活動の要件

前頁のテーマに即した企画で、次の要件を満たす市民活動とします。

- (1) 申請するグループが自らで企画し、市内で実施するものであること。
- (2) 令和7年4月1日(火)以降に開始し、令和8年2月28日(土)までに、活動が終了するものであること(期間厳守)。

ただし、次の要件に当てはまるものは、対象となりません。

- (1) 効果が特定の個人または、グループに帰属する活動
- (2) もっぱら営利を目的とする活動、その他私的な利益を目的とする活動
- (3) 国、地方公共団体又は民間団体等の他の制度による補助、助成若しくは委託等を受けている、又は受ける予定のある活動
- (4) 政治活動または宗教活動を行うことを目的とする活動
- (5) 公序良俗に反する活動
- (6) 施設等の整備(不動産の取得を含む)を主な目的とする活動
- (7) その他、補助することが適当でないと思われる活動

3. 補助対象となるグループの要件

補助の対象となるのは、次の要件を満たすグループとします。また、複数のグループによる共同申請も可能です。その場合は、すべてのグループが以下の要件に当てはまる必要があります。

- (1) 市内に在住、在勤、又は在学している人を含む、3名以上で構成されたグループであること。
※構成メンバーが18歳未満の方のみでは応募できません。
- (2) 市内を拠点に市民活動を行っていること、又は行おうとしていること。
- (3) 補助終了後も、継続的かつ計画的に、市民活動を取組む意思があること。
- (4) 多様な主体との関係性を開き、連携したまちづくりを実践する意思があること。
- (5) キッカケラボ(市未来共創センター)の登録団体であること、又は登録する意思があること。
※「キッカケラボ」は、市民活動をしている人、したい人を伴走支援する市の中間支援機能です。
- (6) グループの定款、規約、会則その他これらに準ずるものを有していること。
- (7) 政治的活動や宗教的活動を目的としないグループであること。
- (8) 暴力団ではないこと。また、暴力団もしくは暴力団員の統制下にあるグループでないこと。
- (9) 5月21日(水)に開催予定の公開プレゼンテーション、11月開催予定の交流会、令和8年3月に開催予定の公開報告会に参加できること。

★同一グループが同一年度に応募できる企画活動数は、1つです★

4. 補助金の種類

令和7年度は、次の2つのコースへの企画活動を募集します。グループの活動状況に合わせて、コースを選択し、応募してください。

① チャレンジコース

市民活動を行っている又は行おうとするグループが、新たに実施する企画活動に対して、初期段階での補助を行うコースです。回数上限は、同一のグループかつ同一の企画活動につき、1回を限度とします。

| 補助金交付回数 | 補助対象経費に対する補助率(※) | 限度額 |
|---------|------------------|------|
| 1回 | 100% | 10万円 |

※ 市補助金÷補助対象経費×100=「補助率」とします。

➤ こんなグループにおすすめ

- グループを立ち上げて、はじめて市民活動に取り組みたい。
- 今、取り組んでいる市民活動とは別に、新しくはじめる市民活動のテストやニーズ調査がしたい。

② ステップアップコース

市民活動を1年以上行うグループがこれまでの活動を発展させるために、新たに実施する又は拡大する企画活動に対して補助を行うコースです。回数上限は、同一のグループかつ同一の企画活動につき、3回を限度とします。

| 補助金交付回数 | 補助対象経費に対する補助率(※) | 限度額 |
|---------|------------------|------|
| 1回 | 90% | 30万円 |
| 2回 | 80% | 30万円 |
| 3回 | 75% | 30万円 |

※ 市補助金÷補助対象経費×100=「補助率」とします。

➤ こんなグループにおすすめ

- グループで取り組んでいる市民活動の幅を広げたい。
- 今までの活動経験を活かして、他グループと連携し、新しい市民活動をはじめたい。

※注意※

- ①同一又は同一とみなされるグループに対する交付回数は、同一年度につき1回となります。
- ②交付を希望される年度ごとに、申請及び交付決定を受ける必要があります。
- ③「ステップアップコース」から「チャレンジコース」への移行はできません。
- ④予算の範囲内での交付となるため、応募件数によっては、補助対象経費に対する補助率に満たない場合もあります。

5. 補助対象となる経費

補助の対象となるのは、「企画活動を実施するために必要な経費」かつ「令和7年4月1日(火)から令和8年2月28日(土)までの事業に要した経費」とします。

下表以外の内容で支出する必要がある場合は、申請書類提出前にご相談ください。

| 費目 | 主な用途 | 注意事項（※1） |
|------|----------------------|---|
| 謝金 | グループ外部の講師・専門家等への謝礼 | <ul style="list-style-type: none"> ・費目合計額は、補助額の20%を上限とします。 ・グループ構成員には原則支払できません（特例：※2 参照）。 <p>【必要な提出書類】</p> <p>謝金の内訳表（様式①あり）の提出が必要です。謝金の単価は市が定める講師等謝金支給基準（別表）を参考にしてください。</p> |
| 交通費 | 公共交通機関交通費、自家用車交通費 など | <ul style="list-style-type: none"> ・原則、実費計算とします。実費計算が困難な場合は、上限を市内500円/日、市外1,000円/日とします。 ・遠方への旅費については、<u>交付決定時に認めたものに限り対象とします。</u> ・グループ構成員のみの会議時は、<u>補助対象外</u>です。 |
| 消耗品費 | 文具等の消耗品費 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>1個あたり1万円未満（税別）の品</u>に限り（特例：※3 参照）。 ・大量購入など、補助年度の企画活動との関係性の低い消耗品の購入費は補助対象外とします。 |
| 燃料費 | 機械等への灯油代など | — |
| 印刷費 | チラシ等の印刷代など | — |
| 材料費 | 食材費 など | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>交付決定時に認めたものに限り対象とします。</u>受益者負担がある、若しくは可能となる場での材料費は補助対象外とします。 |

| 費目 | 主な用途 | 注意事項（※1） |
|-------|------------------|---|
| 通信運搬費 | 郵送代 | — |
| 手数料 | 振込手数料 など | — |
| 保険料 | イベント参加者の傷害保険料 など | ・「福津市市民活動団体保険（※4）」の対象とならない場合があります。事前にご確認ください。 |
| 委託料 | 託児委託料、警備委託料 など | ・委託をせざるを得ない内容に限ります。 【必要な提出書類】 内訳のわかるもの（見積書等）を添付してください。 |
| 使用料 | 会場使用料 など | — |
| 賃借料 | 器具の賃借料 など | — |
| 備品購入費 | 税抜き1万円以上の物品購入費 | <p>※ステップアップコースの1年目のみに限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1商品につき、5万円を上限とします（税込み）。 ・OA 機器は購入額50%以内かつ1商品5万円を上限とします（税込み）。 ・費目合計額は、補助額の20%を上限とします。 ・交付決定時に認めたものに限り。 <p>【必要な提出書類】 内訳のわかるもの（見積書等）を添付してください。</p> |

※1 **申請書内で内訳があった場合、必要に応じて、内訳がわかるもの（見積書等）の提出を求めます。**

※2 謝金（特例）：グループ構成員であっても、有資格者であり、広く募集をかけて人を集めた場を開く場合は、交付決定時に認めたものに限り、補助対象とします。ただし、講師等謝金支給基準（別表）の2分の1の額での支払いとします。

※3 消耗品（特例）：講師への飲み物代、ワークショップ開催時などのお茶代は、交付決定時に認めたものに限り、消耗品費として、補助対象とします。ただし、受益者負担が可能かどうか、必ず事前に検討してください。

※4 福津市では、市民活動中の思わぬ事故に対する保険制度を運用しています。詳細は市公式ホームページ（右記二次元コード）をご確認ください。



※注意※ **次の要件に当てはまるものは、補助の対象となりません。**

- ① グループの経常的な運営に関する経費および経常的経費とみなされる経費（事務所費、人件費、コピー機リース料等）
- ② 食糧費（食事、弁当、菓子等）
- ③ 他団体への寄付金、会費などの支出
- ④ 企画活動に直接関係のない経費（グループPRのためのチラシ印刷代 など）
- ⑤ その他、社会通念上適切でないとして市長が認める経費

6. 審査・決定（選考方法）

申請書類をもとに、公開プレゼンテーションによる審査を行った後、有識者や市民等で構成する審査会での意見を踏まえて、市が交付（不交付）を決定します。

また、審査基準は下表のとおりです。審査の視点は、本事業の目的に基づき、設定しています。

【目的（2 コース共通）】（※住みよいまちづくり推進企画活動補助金交付要綱 第3条より）

市民活動を行う又は行おうとするグループの企画活動の実践を通じて、グループの公益力、共働力及び組織力が豊かになるとともに、市民参画と共働による住みよいまちづくりを推進すること。

【審査の視点】

| | |
|-----|--|
| 公益力 | グループが活動の受益者や市民の声を聞き、市民活動を通じて、幸福度向上へとつなぐ力 |
| 共働力 | グループが多様な主体と共働・連携して、協力し合う関係性を築く力 |
| 組織力 | グループの構成員が個々の力を合わせて、継続的に市民活動を行っていく力 |

【チャレンジコース 審査項目】

| 審査の視点 | 審査項目 | 内容 |
|-------|---------|---|
| 公益力 | 目的の整合性 | ● 企画活動の「目的」は、テーマ別目標像・基本方針に合致しているか。 |
| | 公益性・必要性 | ● まちの現状や市民ニーズに即した企画活動となっているか。 ● 事業効果が不特定多数の市民に広く及ぶものであるか。 ● 活動が広く市民に開かれたものになっているか（誰もが参加できる工夫など）。 |
| | 特質性 | ● 行政では出来ない、市民活動ならではの特色ある企画活動となっているか。 ● 提案グループ自らの特性を活かした工夫が企画内容に反映されているか。 |
| 共働力 | 連携・協力 | ● 市や他活動主体と連携し合い、企画活動を実施する意欲を持っているか。 |
| 組織力 | 実現性 | ● 活動のステップやスケジュールに無理がないか。 ● 活動内容に、法的な制約や問題等により、実現困難となる部分がないか。 ● 地域住民等の理解等、活動関係者との協議や調整が出来ているか、または出来るか。 |
| | 収支計画 | ● 収支予算の積算や補助額の活かし方が妥当であるか。 |
| | 継続性・発展性 | ● グループの構成員が連携して、企画を実践できているか。 |
| 総合 | 企画設定 | ● グループが企画活動の「目的」「対象」「効果」を明確に描けているか。 |

【ステップアップコース 審査項目】

| 審査の視点 | 審査項目 | 内容 |
|-------|---------|---|
| 公益力 | 目的の整合性 | <ul style="list-style-type: none"> ● 企画活動の「目的」は、テーマ別目標像・基本方針に合致しているか。 ● 企画活動の実現は、テーマ別目標像・基本方針実現へ寄与することが期待できるか。 |
| | 公益性・必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ● まちの現状や市民ニーズに即した企画活動となっているか。 ● 事業効果が不特定多数の市民に広く及ぶものであるか。 ● 活動が広く市民に開かれたものになっているか（誰もが参加できる工夫など）。 ● 活動に対する市民の声を聞く機会を設けているか。またその声を活かして、企画を工夫しているか。 |
| | 特質性 | <ul style="list-style-type: none"> ● 行政では出来ない、市民活動ならではの特色ある企画活動となっているか。 ● 提案グループ自らの特性を活かした工夫が企画内容に反映されているか。 |
| 共働力 | 連携・協力 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市や他活動主体と連携し合い、企画活動を実施する意欲・機会を持っているか。 |
| | 波及効果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 企画活動の実現は、他の活動主体への波及効果が期待できるか。 |
| 組織力 | 実現性 | <ul style="list-style-type: none"> ● 活動のステップやスケジュールに無理がないか。 ● 活動実施に必要な人員（数・スキル等）が確保されているか。 ● 活動内容に、法的な制約や問題等により、実現困難となる部分がないか。 ● 地域住民等の理解等、活動関係者との協議や調整が出来ているか、または出来るか。 |
| | 収支計画 | <ul style="list-style-type: none"> ● 収支予算の積算や補助額の活かし方が妥当であるか。 ● 提案グループに対する予算規模は適正であるか。 ● 継続性の視点を持った、収入の確保が見込めるか。 |
| | 継続性・発展性 | <ul style="list-style-type: none"> ● グループによる企画活動は、継続・発展していくことが期待できるか。 ● グループの構成員が連携して、企画を実践できているか。 ● 補助終了後、企画活動を継続するための設計（人や資金の動き等）ができているか。 |
| 総合 | 企画設定 | <ul style="list-style-type: none"> ● グループが企画活動の「目的」「対象」「効果」を明確に描けているか。 ● 前年度の取組結果や審査結果を活かし、改善が図られているか。 |

7. 補助金の返還

次の場合は補助金の全部又は一部を返還しなければなりません。

- (1) 偽り、その他不正な手段により補助金の給付を受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金をその目的以外のために使用したとき。
- (3) 交付決定を受けた活動を中止又は実行できなかったとき。
- (4) 当初予算より補助金以外の収入が多く、交付決定額を補助する必要がないとき、又は確定額が交付額を下回ったとき。
- (5) 他の補助金を受けた、又は受けることとなったとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

※ 交付決定を受けた活動を中止又は実行できなかった場合や、収支計画書と実際の支出に大きな変更が生じる場合は、必ず事前にご相談ください。

【例】

- 講師を招いて講座を開く予定だったが、講師が急遽参加できなくなってしまい、講座を中止した。
- 予算に計上していなかったが、支出する必要が生じた。
- 値上がりにより、予算より大幅に金額が上ってしまい、支出する必要が生じた。
- 会場を変更しなければならなくなった。

8. 申請方法（申請期間・提出先・提出書類）

(1) 申請期間

令和7年4月1日(火)～4月17日(木)午後3時（締切厳守）

(2) 提出について

交付申請をされる場合は、電話・メール等で事前予約をお願いします。提出の際、書類確認のため、30分ほどお時間を頂戴いたします。時間に余裕をもって来てください。

① 事前予約 連絡先

福津市 地域コミュニティ課 市民共働推進係

電話番号:0940-62-5017（直通） MAIL:kyodo@city.fukutsu.lg.jp

所在地:〒811-3293 福津市中央 1-1-1 福津市役所 別館1階

② 相談・提出先

補助金についての説明や、申請書類の作成についての相談も受付しております。以下のとおり、曜日によって、場所が異なります。ご注意願います。

| | |
|------------------------|--|
| 月曜日から金曜日 8:30-15:00 | 市地域コミュニティ課 市民共働推進係 窓口 (福津市役所 別館1階/福津市中央 1-1-1) |
| 土曜日 10:00-17:00 | キッカケラボ(市未来共創センター) 窓口 (福津市中央公民館 1階/福津市手光 2222 番地) |

※ 提出の際は、持参に限り受け付けます。郵送、メール、FAXでの受付は行っていませんのでご注意ください。

(3) 提出書類

「チャレンジコース」「ステップアップコース」のコース、及び申請回数によって、提出書類が異なります。下記をご確認のうえ、書類の準備をお願いします。

| 申請書類 | | |
|--------------------------|--|----------|
| <input type="checkbox"/> | 補助金交付申請書 | 様式 第1号 |
| <input type="checkbox"/> | 令和7年度 住みよいまちづくり推進企画書 | 様式あり(※1) |
| <input type="checkbox"/> | 活動計画時期及び項目 | 様式あり |
| <input type="checkbox"/> | 収支計画書 | 様式あり |
| <input type="checkbox"/> | アピールシート | 様式あり |
| <input type="checkbox"/> | 構成員名簿 | 様式あり |
| <input type="checkbox"/> | グループの定款、規約、会則その他これらに準ずるもの ※ステップアップコースは、 <u>提出必須</u> とします。 | — |
| <input type="checkbox"/> | 暴力団排除に関する契約書 ※記載する住所は、事務所の住所ではなく、 <u>個人の住所</u> です。 | 様式あり |
| <input type="checkbox"/> | 謝金の内訳表(謝金を支出する場合のみ) | 様式① |
| <input type="checkbox"/> | 委託・備品の見積書(委託料・備品購入費を支出する場合のみ) | — |
| <input type="checkbox"/> | その他、必要書類(活動内容がわかるチラシや写真など) | — |

※1:コース、交付回数によって、様式が異なります。ご注意ください。

※2:上表で様式がない書類については、任意様式での提出をお願いします。

※3:提出様式は、市公式ホームページ内(右記二次元コード)からダウンロードもできます。



9. 交付申請から報告会までのスケジュール

| | |
|-------------------|--|
| 交付申請 | 【4月1日(火) から4月17日(木)午後3時まで(締切厳守)】 事前予約のうえ、申請書類を提出ください(詳細10ページ)。 |
| 公開プレゼンテーション審査 | 【5月21日(水)】 活動内容の簡潔な説明や、審査員による質疑へ回答する必要があります。 企画活動の内容を熟知している方の出席をお願いします。 |
| 交付決定 | 【5月下旬(予定)】 審査結果に応じて、各グループに交付(不交付)の通知をします。 広報ふくつや市公式ホームページ等で、結果を公表します。 |
| | 【申請の取下げ】 交付決定の通知内容や付された条件に不服がある時は、交付決定を受けた翌日から数えて14日以内に申請の取下げをすることができます。 |
| 補助金交付 | 【グループから請求書提出後、2週間以内】 交付決定を受けたグループからの請求に基づき、グループ名義の口座に、補助金を振り込みます。 |
| 交流会 | 【11月(予定)】 交付グループ同士の交流会を開催します。 |
| 実績報告 | 【事業終了から3月2日(月)まで(締切厳守)】 報告書類を市地域コミュニティ課へ提出してください。 詳しくは、下記11ページをご覧ください。 |
| 公開活動報告会 | 【3月下旬(予定)】 活動の概要や成果の説明、審査員による質疑へ回答する必要があります。 企画活動の記録を持参のうえ、ご報告ください。 |
| 補助金額の確定 補助金の精算 | 【3月下旬(予定)】 提出された書類をもとに、活動報告会による審査を行った後、補助金の額を確定します。確定額が交付額を下回る場合は差額を返還してください。 |

※ やむを得ない場合を除き、公開プレゼンテーション審査・交流会・公開活動報告会には必ず最後までご参加ください。

■実績報告について

企画活動終了後、「実績報告書」、「収支報告書」、「金銭出納簿」、「通帳の写し」、「活動の記録」等、必要書類を地域コミュニティ課 市民共働推進係まで提出してください。実績報告に関する詳細な手続きについては、交付決定後、対象グループへお知らせします。

提出期限： 活動が完了した日から1ヶ月以内、
もしくは令和8年3月2日（月）のいずれか早い日

10. 留意事項

申請書類や活動報告書等の提出およびご相談等について

担当者が別の事業等により不在にすることがあります。相談や提出の際は、事前連絡のうえ、来庁日時の予約を必ず行ってください。予約なく来庁された場合、お待たせしたり、別の日に再度お越しいただくようお願いしたりする場合があります。

広報活動

- チラシやポスターを作成する際は、「福津市住みよいまちづくり推進企画補助事業」と明記し、市へ1部提出ください。
- 各組回覧を希望する場合は、ご相談ください。
- 「広報ふくつ」や市公式ホームページ、市SNSへの掲載を希望する場合は、原稿を作成し、以下のとおり事前に提出ください（期限厳守。FAX、メール可）。

| 掲載 | 提出期限 |
|---------------|---|
| 広報ふくつ | 掲載したい号の発行日 2ヶ月前まで |
| 市公式ホームページ・SNS | 【参加の事前申込がある場合】 ➡申込締切の1ヶ月前まで 【参加申込がない場合】 ➡イベント当日（イベントが連日の場合は、イベント初日） の1ヶ月前まで |

出納事務

- 当補助金に関する収支が明確にわかるよう、必ず収入・支出の都度、通帳記載を行ってください。
- 領収書は、費目が明確にわかるようにしてもらってください。費目が明確でない場合は、補助金の対象となりません。
- 活動を行っていくにあたり、収支計算書と実際の支出に大きな隔たりが生じそうなときは、支出する前に必ずご相談ください。
(講師や日程等の変更、**費目別で2割以上の増額**、計画書にない費目での支出、委託内容の変更など)
- その他、留意いただきたい事項について、詳しくは交付決定後に代表者にお知らせいたします。必ずご一読ください。

公共施設の利用

公共施設等を利用するときは、それぞれの施設の規則に基づき、各グループで使用申し込みをしてください。市から予約(仮予約を含む)は行いません。

その他

- 審査をするに当たって必要と認めた場合は、追加資料等の提出を求める場合があります。
- 審査結果、また予算の関係上、申請額の全てを認められない場合があります。
- 提出された申請書類等は返却できませんので、予めご了承ください。
- 補助金の交付は、令和7年3月の福津市議会における令和7年度の予算の成立が要件です。

11. 相談・問い合わせ先

福津市 地域コミュニティ課 市民共働推進係 (福津市役所 別館1階)

所在地:〒811-3293 福津市中央1-1-1

電話:0940-62-5017 (直通) MAIL:kyodo@city.fukutsu.lg.jp